

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

制定	平成13年	2月13日	規則第2号
改正	平成14年	3月20日	規則第3号
	平成16年	2月 3日	規則第1号
	平成19年	2月19日	規則第1号
	平成20年	3月31日	規則第11号
	平成23年	3月31日	規則第8号
	平成23年	6月22日	規則第10号
	平成25年	8月 9日	規則第6号
	平成25年	11月21日	規則第7号

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成13年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資源物）

第2条 条例第11条の規則で定める資源物は、次のとおりとする。

- (1) びん、缶類
- (2) 紙、布類
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製容器包装類（ペットボトルを除く。）

（事業系廃棄物搬入の許可等）

第3条 条例第12条第4項の搬入の許可を受けようとする者は、様式第1号の組合施設搬入申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に基づいて搬入の許可をしたときは、様式第2号の組合施設搬入許可証を交付するものとする。

3 前2項の規定は、条例第13条の一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物について準用する。

（一般廃棄物の搬入基準）

第4条 条例第16条第1項の搬入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合の管内で発生したもの
- (2) 再生利用することが適当でないと認められるもの
- (3) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ切断、梱包等必要な措置を講じたもの
- (4) 焼却若しくは資源化処理をすることが困難な形状又は寸法の物でないもの
- (5) 管理者が処理できない物として指定した物でないもの
- (6) その他管理者が特に必要と認めたもの

（粗大ごみの戸別収集）

第5条 条例第10条第2項の粗大ごみの戸別収集は、住民が、当該粗大ごみを自ら宅外に排出し、組合が、当該粗大ごみを収集するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住民が、高齢その他の事由により当該粗大ごみを宅外へ自ら排出することが困難であると管理者が認めるときは、組合は、当該粗大ごみを宅外に搬出し、収集すること（以下「宅外持出サービス」という。）ができる。

（手数料の徴収等）

第6条 条例第19条の手数料及び費用の徴収に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第17条第1項の手数料又は第18条の費用を徴収しようとするときは、高倉クリーンセンターにおいては様式第3号の、川角リサイクルプラザにおいては様式第3号の2のごみ処理手数料納入通知書により手数料を請求し、これを収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。
- (2) 条例第17条第2項の粗大ごみの戸別収集に要する手数料（以下「粗大ごみ引取手数料」という。）は、別表のとおりとする。
- (3) 前号の粗大ごみ引取手数料を徴収しようとするときは、様式第4号の粗大ごみ引取手数料納入通知書により手数料を請求し、これを収納したときは、領収書を納入者に交付しなければならない。

（手数料等の減免）

第7条 条例第17条第3項又は第18条の規定による手数料若しくは費用（以下「手数料等」という。）の減免は、次の各号に掲げる事由に該当する場合に、それぞれ当該各号に定める減額又は免除を行うものとする。この場合において減額の額は、条例又はこの規則に定める手数料の額の2分の1に相当する額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき 免除
- (2) 火災、台風、その他災害により被害を受けたとき 免除
- (3) 構成市町の事務の委託を受けて不法投棄物を搬入するとき 免除
- (4) 構成市町の区又は自治会の活動に伴い発生した廃棄物を搬入するとき 免除
- (5) 次に掲げる者のみで構成されている世帯が、第5条第2項の宅外持出サービスを利用するとき 別表の宅外持出料金に限り免除

ア 年齢が65歳以上の者

イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) その他管理者が特別の事情があると認めるとき 減額又は免除

2 前項第1号、第2号又は第6号の規定による手数料等の減免を受けようとする者は、様式第5号のごみ（処理・引取り）手数料減免申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、様式第5号の2のごみ（処理・引取り）手数料減免（決定・棄却）通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 第1項第3号又は第4号の規定により手数料の免除を受けようとする者は、それぞれ様式第6号の不法投棄物搬入依頼書又は様式第6号の2の地域活動に伴うごみ搬入依頼書を予め提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第8条 条例第20条の許可を受けようとする者又は許可の更新を受けようとする者は、様式第7号の一般廃棄物処理業許可（更新）申請書に同様式に定める書類を添付し、を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による更新の手續にあつて、申請の内容に変更がない場合は、管理者が認めるところにより、添付する書類等の一部を省略することができる。

（許可証）

第9条 条例第21条第1項の一般廃棄物処理業の許可証は、様式第8号のとおりとする。

（許可証の再交付）

第10条 条例第21条第2項の許可証の再交付を受けようとする者は、様式第9号の許可証再交付申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、再交付申請の理由が許可証の毀損であるときは、当該許可証を添付しなければならない。

（一般廃棄物処理業の変更許可申請）

第11条 条例第22条第1項の変更許可を受けようとする者は、様式第10号の一般廃棄物処理業変更許可申請書を管理者に提出しなければならない。

（変更許可証）

第12条 条例第22条第2項に規定する一般廃棄物処理業の変更許可証は、様式第11号のとおりとする。

2 前項の変更許可証の再交付申請については、第10条第2項の規定を準用する。
（許可取消書等）

第13条 条例第23条第2項の許可取消書は、様式第12号、業務停止命令書は、様式第13号のとおりとする。
（業務の休止又は廃止届）

第14条 条例第24条の届出は、様式第14号の営業休止（廃止）届によるものとする。
（報告）

第15条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集に関し、様式第15号の一般廃棄物収集状況報告書により、当該月の収集状況を、翌月の10日までに管理者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則附則第2項の規定による粗大ごみ引取券は、改正後の埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第2号の規定による粗大ごみの引取手数料の一部として使用できる。

附 則（平成23年規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年9月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成25年規則第7号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限にある改正前の様式による用紙については、当分の間、こ

れを使用することができる。

第7編 業務（埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則）

別表（第6条第2号関係）

処理手数料等 料金区分	規 格 等	手 数 料
基 本 料 金	粗大ごみ収集のための訪問1件につき	500円
粗 大 ご み 1点当たり	小 粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の 和が2メートル50センチメートル 以内	300円
	中 粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の 和が2メートル50センチメートル を超え3メートル以内のもの	600円
	大 粗大ごみの幅、奥行及び高さの辺の 和が3メートルを超えるもの	1,300円
宅外持出料金	粗大ごみ1点当たり	200円

備考 粗大ごみ1点当たりの欄中、小、中又は大の欄の適用に当たっては、1人で運べる程度の重さ（概ね30キログラム程度）以内のときは、中は小、大は中の欄を、1人で運べない程度の重さのときは、小は中、中は大の欄を適用する。

様式第1号（第3条関係）

組 合 施 設 搬 入 申 請 書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所

申請者

氏 名 ㊟

（電話番号） （ ）

（法人の場合に於ける事務所の所在地、名称、代表者氏名）

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第12条第4項・第13条）の規定により、下記のとおり組合施設に搬入したいので申請します。

なお、廃棄物は、組合が定める搬入基準に従い各施設に搬入し、搬入基準によらないものは一切搬入しないことを確約します。

記

1 事業内容・業種

事業内容	従業員数	産業分類及びコード番号※	
	人		

※産業分類及びコード番号は、事業所統計調査に基づく分類による。

2 廃棄物の種類・搬入見込み量等

廃棄物の種類・品名	1回当り搬入量	月当り搬入量	年間搬入量	資源化できない理由
	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	
	kg	kg	kg	

3 廃棄物の発生理由・発生の工程（過程）

[]

組 合 記入欄	許可区分	許可番号	許可年月日	変更年月日
	可 ・ 否	第 号	年 月 日	年 月 日
	可否の理由			

様式第2号（第3条関係）

（表）

組合施設搬入許可証



事業所No. _____

事業所名 _____

受付時間 ○午前 8:30～11:45（土・日曜日、1月1日から1月3日、
○午後 1:00～4:30 12月31日を除く。）

処理手数料 10kgにつき230円

※ 上記受付時間を厳守してください。

※ 許可証は搬入車両のダッシュボード上に、見えるように表示してください。
（搬入許可証のない事業所の方は受入れできません。）

埼玉西部環境保全組合管理者 氏

名 印

（裏）

搬入についての注意事項

- 1 可燃ごみは高倉クリーンセンター、資源物（びん・かん）は川角リサイクルプラザに搬入してください。なお、小規模事業所は資源物（ペットボトル、その他容器包装プラスチック）、不燃ごみ、有害ごみ（乾電池を除く。）も川角リサイクルプラザへ搬入できます。
- 2 搬入許可したもの以外や組合管轄区域外の廃棄物は受入れできません。
- 3 受付時間を守り、組合の搬入基準を順守し搬入してください。
- 4 生ごみは、よく水切りをしてください。
- 5 びん・かん・ペットボトルは、中身を空にし洗浄して搬入してください。
- 6 その他容器包装プラスチックは、きれいに洗浄して搬入してください。
- 7 特別管理一般廃棄物、産業廃棄物（管理者が指定するものを除く。）、処理不適物、処理困難物は受入れできません。
- 8 搬入に当たっては、係員の指示に従ってください。

注(1) 搬入される廃棄物は、抜き打ち検査を実施します。

(2) 搬入基準及び上記の注意事項等が順守されない場合には、組合施設に搬入できなくなる場合があります。

(3) 表面右上の㊦表示は、小規模事業所扱いとなります。

様式第3号（第6条関係）

納入通知書兼領収書

日付			
車番		回数	
所属			
種別			
地区			
総重			
風袋			
正味			
単価			
料金			
納入者			

上記の金額を領収しました。

埼玉西部環境保全組合

※5kg未満は0kgと表示されます。



ごみ処理手数料納入済通知書

日付			
車番		回数	
所属			
種別			
地区			
総重			
風袋			
正味			
単価			
料金			
納入者			

上記の金額を領収したので通知
します。

埼玉西部環境保全組合

会計管理者 様

埼玉西部環境保全組合

出納員



様式第3号の2（第6条関係）

納入通知書兼領収書

日付	
車番	
地区	
ごみ種	
許可	
納入者	
総重	
風袋	
正味	
手数料	円

上記の金額を領収しました。

埼玉西部環境保全組合

※5kg未滿は0kgと表示されます。



ごみ処理手数料納入済通知書

日付	
車番	
地区	
ごみ種	
許可	
納入者	
総重	
風袋	
正味	
手数料	円

上記の金額を領収したので通知
します。

埼玉西部環境保全組合

会計管理者 様

埼玉西部環境保全組合

出納員



第7編 業務（埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則）

様式第4号（第6条関係）

（1枚目）

粗大ごみ引取手数料納入済通知書（調定控）

収集日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____ 氏名 _____

電話番号 _____

No.	収集品目	個数 () 内はうち宅外持出個数	大きさ	重さ	該当する大きさ	大きさに係る料金	宅外持出に係る料金	価格等変更欄		
1		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
2		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
3		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
4		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
5		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
6		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
7		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
8		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
宅外持出料金を免除する者の有無						合計金額	1,300円 (大)	600円 (中)	300円 (小)	200円 (宅外持出)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年齢が65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者 <input type="checkbox"/> 無						申し込み時	個	個	個	個
						収集時	個	個	個	個
						申し込み時	円	円	円	円
						収集時	円	円	円	円

合計金額	基本料金500円+大きさ料金	円+宅外持出料金	円=	円
------	----------------	----------	----	---

上記の金額を領収したので通知します。

排出者署名 _____

埼玉西部環境保全組合会計管理者 様

埼玉西部環境保全組合出納員



（2枚目）

粗大ごみ引取手数料納入済通知書兼領収書（納入者控）

収集日 年 月 日

住所 氏名

電話番号

No.	収集品目	個数 () 内はうち宅外持出個数	大きさ	重さ	該当する 大きさ	大きさに 係る料金	宅外持出に 係る料金	価格等変更欄		
1		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
2		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
3		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
4		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
5		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
6		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
7		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
8		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
宅外持出料金を免除する者の有無						合計金額	1,300円 (大)	600円 (中)	300円 (小)	200円 (宅外持出)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年齢が65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者						申し込み時	個	個	個	個
<input type="checkbox"/> 無						収集時	個	個	個	個
						申し込み時	円	円	円	円
						収集時	円	円	円	円

合計金額	基本料金500円+大きさ料金	円+宅外持出料金	円=	円
------	----------------	----------	----	---

上記の金額を領収しました。

埼玉西部環境保全組合



第7編 業務（埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則）

（3枚目）

粗大ごみ引取受付票（組合控）

収集日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____ 氏名 _____

電話番号 _____

No.	収集品目	個数 () 内はうち宅外持出個数	大きさ	重さ	該当する大きさ	大きさに係る料金	宅外持出に係る料金	価格等変更欄		
1		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
2		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
3		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
4		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
5		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
6		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
7		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
8		()	大・中・小	持てる 持てない	大・中・小	円	円			
宅外持出料金を免除する者の有無						合計金額	1,300円 (大)	600円 (中)	300円 (小)	200円 (宅外持出)
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年齢が65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者 <input type="checkbox"/> 無						申し込み時	個	個	個	個
						収集時	個	個	個	個
						申し込み時	円	円	円	円
						収集時	円	円	円	円

合計金額	基本料金500円+大きさ料金	円+宅外持出料金	円=	円
------	----------------	----------	----	---



様式第5号（第7条関係）

ごみ（処理・引取り）手数料減免申請書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所
申請者
氏 名 ㊟

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条第3項の規定による手数料の減免を受けたいので、埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

廃棄物の品目	
数 量	
減免申請の理由	

様式第5号の2（第7条関係）

ごみ（処理・引取り）手数料減免（決定・棄却）通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

埼玉西部環境保全組合
管理者 氏 名 印

年 月 日付けのごみ処理（引取り）手数料に係る減免申請については、下記のとおり（決定・棄却）したので通知します。

記

廃 棄 物 の 品 目	
数 量	
減 免 (決 定・棄 却) の 理 由	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

構成市町主管課長 氏 名 印

不法投棄物搬入依頼書

市（町）内で不法に投棄された不法投棄物について、下記のとおり _____
_____に委託し搬入します。

なお、搬入物は貴組合の搬入基準を順守します。

記

- 1 搬入年月日 年 月 日（ ）
- 2 搬入者氏名
- 3 搬入車両番号
- 4 不法投棄物の内訳

高倉クリーンセンター搬入分			川角リサイクルプラザ搬入分		
No.	品目	特徴等	No.	品目	特徴等
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7			7		
8			8		
9			9		
10			10		

（注）特徴等は、色、大きさ破損箇所等を具体的に明記すること。

様式第6号の2（第7条関係）

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

構 成 市 町 名 _____
 自 治 会 ・ 区 名 _____
 会 長 ・ 区 長 氏 名 _____
 代理人（搬入者）氏名 _____
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

地域活動に伴うごみ搬入依頼書

地域活動に伴い排出されたごみについて、下記のとおり搬入します。

記

地 域 活 動 実 施 日	月 日 ~ 月 日
活 動 内 容	
搬入ごみの種類・量	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ（40 cm以内） [自動車 台・ごみ袋 袋] <input type="checkbox"/> 可燃性粗大ごみ（40 cm超） [自動車 台] <input type="checkbox"/> 不燃ごみ [自動車 台・ごみ袋 袋]
施 設 搬 入 日	高倉クリーンセンター 月 日（ ） 川角リサイクルプラザ 月 日（ ）

- （注）1 分別は「リサイクルガイドブック」で確認してください。
 2 可燃ごみは、白色半透明袋に入れてください。
 3 剪定枝（直径10 cm以内に限る）は、長さ1.8m以内に切り、ひもで束ねてください。

様式第7号（第8条関係）

一般廃棄物処理業許可（更新）申請書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所
氏 名 ㊟
（法人の場合は主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名）

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条の規定により、一般廃棄物処理業の許可（更新）を受けたいので下記のとおり申請します。

記

住 所 <small>（法人の場合は主たる事業所の所在地）</small>	
名 称	
氏 名 <small>（法人の場合は代表者氏名）</small>	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一 般 廃 棄 物
収集、運搬及び処分の別	<input type="checkbox"/> 収 集 ・ 運 搬 <input type="checkbox"/> 処 分
営 業 の 区 域	<input type="checkbox"/> 鶴ヶ島市 <input type="checkbox"/> 毛呂山町 <input type="checkbox"/> 鳩山町 <input type="checkbox"/> 越生町
従 業 員 の 数	人

- ※添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 委託契約報告書及び委託契約書の写し
 - 3 従業員調書
 - 4 車両調書及び自動車任意保険証の写し
 - 5 住民票（法人の場合は定款及び登記簿謄本）
 - 6 申出書
 - 7 資産証明、市町村民税納税証明書（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び法人市町村民税納税証明書）
 - 8 取引銀行の残高証明書（申請前1か月以内のもの）
 - 9 車庫、その他施設の図面（平面図）及び付近の見取図並びに登記簿謄本又は契約書の写し
 - 10 その他管理者が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

第 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	
名 称	
氏 名 (法人の場合は代表者氏名)	
取 扱 廃 棄 物 の 種	
収 集 ・ 運 搬 及 び 処 分 の 別	
許 可 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
許 可 の 条 件	

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第1項

の規定により上記のとおり許可する。

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

管理者 氏 名

様式第9号（第10条関係）

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所

氏 名

⑩

（法人の場合に於ける事務所の所在地、名称、代表者氏名）

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第1項による下記の許可証を紛失（毀損）したので、同条第2項の規定により再交付願いたく申請します。

記

業 種	一般廃棄物処理業
許 可 証	第 号
再 交 付 の 理 由 (該当事項を○で囲む)	紛 失 ・ 毀 損

※ 毀損した許可証は添付すること。

様式第10号（第11条関係）

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所

氏 名

⑩

（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第22条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

住所、名称、代表者氏名 及 び 電 話 番 号		
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号
変 更 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 理 由		

様式第11号（第12条関係）

第 号

一般廃棄物処理業変更許可証

変 更 内 容	
住 所、名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	
収 集・運 搬 及 び 処 分 の 別	
変 更 許 可 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
許 可 の 条 件	

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第22条第

2項の規定により上記のとおり許可する。

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

管理者 氏 名 印

様式第12号（第13条関係）

第 号

許 可 取 消 書

住 所

氏 名 様

（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）

年 月 日付け第 号で許可した一般廃棄物処理業については、
埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条第2項の規定に
より、下記のとおり許可を取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

管理者 氏 名 

様式第13号（第13条関係）

第 号

業 務 停 止 命 令 書

住 所

氏 名 様


（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）

年 月 日付け第 号で許可した一般廃棄物処理業については、埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条第2項の規定により、下記のとおり業務の停止を命じます。

記

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停止期間
- 3 停止を命ずる理由

年 月 日

埼玉西部環境保全組合
管理者 氏 名 

様式第14号（第14条関係）

営業休止（廃止）届

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所

氏 名

⑩

（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）

年 月 日付け第 号で許可を受けた業務を休止（廃止）したいので、
埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第24条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

業 種	一般廃棄物処理業
許 可 証	第 号
休 止（廃 止）の 時 期	休止期間 自 年 月 日 至 年 月 日
	廃止期日 年 月 日
休 止（廃 止）の 理 由	

※ 添付書類 許可証

様式第15号（第15条関係）

一般廃棄物収集状況報告書

年 月 日

（宛先）埼玉西部環境保全組合
管理者

住 所

氏 名 ㊟

（法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）

埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条第2項の規定により、一般廃棄物の収集状況について下記のとおり報告します。

記

年 月分

排 出 者		収 集 量 (kg)				搬入先
住 所	氏 名 (名称)	可燃物	不燃物	その他	計	

（注）この報告書は、当月分を翌月10日までに提出すること。